

(別紙)

暴力団等の排除に関する特約条項

(総則)

第1条 昭島市契約における暴力団等の排除対策措置要綱（平成23年4月1日実施。以下「要綱」という。）に基づき、昭島市が発注する工事等の契約から暴力団等の介入を排除する措置を推進するため、発注者及び受注者はこの特約条項を締結するものであり、この特約条項はこれが添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

(定義)

第2条 この特約において用いられる用語の定義は、要綱の例による。

(受注者が暴力団等であった場合の発注者の解除権)

第3条 発注者は、受注者（受注者が共同企業体等であるときは、その構成員を含む。）が、次の各号のいずれかに該当することにより、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、本契約を解除することができる。この場合においては何ら催告を要しないものとする。

- (1) 個人又は法人の役員若しくは使用人が、暴力団員等であると認められるとき、又は暴力団員等が有資格者の経営を実質的に支配していると認められるとき。
- (2) 個人又は法人の役員若しくは使用人が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団等及び暴力団員等を利用しているなどと認められるとき。
- (3) 個人又は法人の役員若しくは使用人が、業務に関し暴力団等の排除に関する市の指示に従わなかったと認められるとき。
- (4) 個人又は法人の役員若しくは使用人が、いかなる名義であるかを問わず、暴力団等及び暴力団員等であることを知りながら、暴力団等及び暴力団員等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え又は便宜を供与する等、暴力団等及び暴力団員等の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 個人又は法人の役員若しくは使用人が、暴力団等及び暴力団員等との間において、社会的に非難される密接な関係を有していると認められるとき。
- (6) 本契約の受注者が、下請負人等との契約において、その相手方が前

各号のいずれかに該当する者であることを知りながら契約したと認められるとき。

- 2 発注者は、前項の規定により本契約を解除したときは、これによって受注者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。
- 3 発注者は、排除措置を受けた有資格者及び共同企業体等又は有資格者以外の者で第1項第1号から第5号に該当すると認める者がこの契約の受注者から市の業務の全部又は一部について下請負（二次以降の下請負を含む。以下同じ。）を行い、又は受託を行うことを承諾しないものとする。また、発注者は受注者が参加停止の措置を受けた者を下請負人等としていたときは、受注者に対して、当該下請負人等との契約を解除するようにもとめるものとする。この場合において、受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。
- 4 受注者が第1項各号のいずれかに該当したときは、発注者が本契約を解除するか否かを問わず、受注者は、違約金として契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指示する期間内に支払わなければならない。
- 5 前項の規定は、本契約の履行が完了した後も5年間適用する。
- 6 前2項に規定する場合において、受注者が共同企業体等であり既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者等に違約金を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者又は構成員であった者等は、当該違約金を連帯して支払わなければならない。
- 7 本契約の解除に伴う措置等については、契約書の関係規定を準用するものとする。ただし、措置の期限、方法等については発注者が定めるものとする。

（不当介入の際の措置）

第4条 受注者並びに工事の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合の下請負人等は、暴力団等から不当介入を受けたときは、き然として拒否し、市長への報告並びに警察等への通報及び捜査への協力を行わなければならない。

- 2 受注者は、本契約の履行に当たり、下請負人等が暴力団等から不当介入を受けた場合は、き然として拒否し、遅滞なく受注者及び市長への報告並びに警察等に対しての通報及び捜査への協力を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- 3 発注者は、受注者及び下請負人等が不当介入を受けたにもかかわらず、

正当な理由がなく市長への報告並びに警察等に対しての通報及び捜査への協力を怠ったと認められるときは、要綱に基づく措置を講ずることができる。

4 前条の規定は、前項の場合に準用する。